

入札説明書

山梨県立あけぼの医療福祉センターが発注する灯油の単価供給契約に係る一般競争入札公告に基づく入札等については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)及び本調達に係る入札公告(令和7年3月3日付け公告、以下「入札公告」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年3月3日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、品質(規格)及び数量

①名称 灯油

②品質(規格) JIS規格第1号

③予定数量 128,000リットル

(2) 契約期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

(3) 納入場所 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1

山梨県立あけぼの医療福祉センター

(電話番号 0551-22-6111)

(4) その他 予定数量は見込みであり、契約期間中の発注数量を保証するものではない。

3 入札に参加するために必要な資格等

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。)

④ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

- ⑤ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 山梨県内に本店又は支店を有し、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録者のうち認定種目が「石油製品」または「燃料」に登録されている者であること。

4 入札説明書の交付

(1) 入札説明書等の交付期間

公告の日から令和7年3月11日（火）まで

ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に2の（3）の場所に電話連絡すること。

(2) 交付場所及び郵送による請求

15（7）に記載する場所において直接交付する。

また、郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「灯油の単価供給契約に係る一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用として、住所、郵便番号、商号又は名称、担当者の部署名及び氏名を記載し、郵便切手（210円）をはった角形2号（A4判）の郵便封筒を同封して、15（7）に記載する場所まで送付すること。

(3) 入札説明書の取り扱い

入札説明書は他者への配付を禁止とする。

5 入札説明会の実施日及び場所

実施しない。

6 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、別紙様式1「入札参加資格確認申請書」（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出期限

公告の日から令和7年3月11日（火）まで
ただし、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 確認申請書の提出

持参もしくは郵送による。

郵送による場合、提出期限必着とする。

(3) 確認申請書の提出場所

15（7）に記載する場所とする。

(4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

- ① 山梨県出納局管理課長が物品等競争入札参加資格審査申請を行った事業者宛に発出する通知「物品等競争入札参加資格審査申請の審査結果について（以下「審査結果」という。）」の写し

ただし、提出時点において、物品等競争入札参加資格審査を受けていない者は、下記の山梨県出納局管理課へ、物品等競争入札参加資格審査申請に必要な書類（以下「審査申請書等」という。）を提出し、物品等競争入札参加資格の審査を受けなければならない。また、この場合、出納局管理課に提出した審査申請書等の写しを確認申請書に添付し、開札の日までに、審査結果の写しを提出すること。

- ・提出場所 山梨県出納局管理課調度担当
- ・所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
- ・電話番号 055-223-1395

- ② 別紙様式2「誓約書」

- ③ 別紙様式3「申立書」

- ④ 役員名簿

- ⑤ 入札参加資格確認結果通知を郵送するための返信用封筒（住所、郵便番号、商号又は名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手110円を貼った長形3号の郵便封筒）

- ⑥ 契約保証金の免除を希望する場合は、別紙資料1「契約保証金免除規定」に記載のある契約書等の写し

(5) 入札参加資格確認の結果は、令和7年3月14日（金）までに書面により通知する。

(6) その他

- ① 提出された申請書等は、当方において公表又は無断で使用することはしない。
- ② 提出された申請書等は、返却しない。

7 入札参加資格確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が無いと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

(2) 説明を求める場合は、令和7年3月18日（火）午後5時までに山梨県立あけぼの医療福祉

センター所長宛の書面（様式は任意）を、日本語で作成し、電子メールにて提出すること。
なお、メール送信後は必ず電話にて山梨県立あけぼの医療福祉センターに受信を確認すること。

送付先担当者 山梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課 総務施設管理担当
メールアドレス akbn-iryu@pref.yamanashi.lg.jp
電話番号 0551-22-6111

- (3) 理由の説明は、電子メールにて回答する。
- (4) 入札参加資格確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明期限
令和7年3月19日（水）午後5時とする。

8 質問及び回答

(1) 質問方法及び質問送付先

質問は別紙様式4を用いて日本語で作成し、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後は必ず電話にて山梨県立あけぼの医療福祉センターに受信を確認すること。

送付先担当者 山梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課 総務施設管理担当
メールアドレス akbn-iryu@pref.yamanashi.lg.jp
電話番号 0551-22-6111

(2) 質問の受付期間

公告の日から令和7年3月7日（金）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札説明書の交付を受けた全ての者に対し電子メールにて送信する。
回答期限を過ぎても回答がない場合は、(1)の電話番号あて連絡すること。

(4) 質問に対する回答期限

令和7年3月11日（火）午後5時とする。

9 履行に求められる条件等

- (1) 契約物品について、安定して供給できること。
- (2) 契約物品について、注文を受けたら可及的速やかに納品するものであること。

10 入札手続き等に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、本説明書を熟覧のうえ、入札しなければならない。入札後、本説明書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時

令和7年3月21日（金）午前10時00分

② 場所

山梨県あけぼの医療福祉センター 会議室

山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1

(3) 入札者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式5による入札書を入札当日に入札場所において直接提出しなければならない。

① 入札金額

灯油1リットルあたりの金額を記入すること。

入札金額の最上位の位の左側には「¥」マークを記入すること。

小数第1位までの金額を記入し、小数第2位以下は切り捨てとすること。

② 入札回数

③ 入札年月日

④ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印。（外国人の場合は署名を含む。以下同じ。）ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。

⑤ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

⑥ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額部分については訂正を認めない。

(4) 入札金額及び消費税

① 入札者又はその代理人の入札金額は、灯油1リットルあたりの単価とする。

② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札及び開札

① 入札者又はその代理人は、その提出した入札書に書換え、引換え又は撤回することができない。

② 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し又はこれを中止することがある。

- ③ 開札には、入札者又はその代理人が出席しなければならない。ただし、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）が認めた場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- ④ 入札場には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び③の立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- ⑥ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書及び当該入札への参加資格を有することを証した書類を提示するとともに、代理人においては、委任状（別紙様式6）を提出し、委任状に押印した代理人の印鑑を持参しなければならない。
- ⑦ 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
- ⑧ 入札場において、次の各号に掲げる事項に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- ⑨ 入札者又はその代理人は、当該入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- ⑩ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札とする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合（出席していない入札者又はその代理人が再度入札を辞退した場合を含む。）にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- ⑪ 入札の回数は2回を限度とし、落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することとする。

1 1 無効の入札書

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札書。
- (2) 入札の件名、入札金額のない入札書。
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。）。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。なお、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認された場合を除く。
- (5) 入札の件名の表示に重大な誤りのある入札書。

- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書。
- (7) 入札金額を訂正した入札書。
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (9) 当該入札に対する同一法人の2つ以上の入札書。
- (10) 開札時に入札参加資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき。
- (11) 規則第129条各号のいずれかに該当する入札書。
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書。

1.2 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、規則第127条第1項及び第3項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席していない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。

1.3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、規則第108条の2第2号の規定により、これを免除する。
ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約日までに納付すること。
ただし、規則第109条の2各号に該当する場合は、これを免除するものとする。

1.4 契約等に関する事項

- (1) 本入札における落札の効果は、令和7年4月1日に令和7年度予算発行時において効力を生じるものとする。

- (2) 競争入札を執行し、契約の相手が決定したときは、契約担当者が指定した期日に契約書の取りかわしをするものとする。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに山梨県立あけぼの医療福祉センター所長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) (3) の場合において山梨県立あけぼの医療福祉センター所長が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 山梨県立あけぼの医療福祉センター所長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (7) 予定数量については、契約期間中の発注量を保証するものではないことに留意すること。したがって、実際の発注量は、予定数量よりも増減し得るものであること。
- (8) 契約条項
別添「灯油の単価供給契約書（案）」のとおり。

1.5 その他

- (1) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書が無効となった者は、当該入札に再度参加することはできない。
- (3) 入札書の宛名は、山梨県立あけぼの医療福祉センター所長とすること。
- (4) 提出された書類などは、一切返却しない。
- (5) 入札参加の辞退
申請書を提出後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（別紙様式7）を提出すること。
- (6) 落札者が契約締結までの間に「3 入札に参加するために必要な資格等」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合には契約を締結しない。また、この場合において、山梨県立あけぼの医療福祉センターは損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 本調達に関する照会先、契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - ・名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課 総務施設管理担当
 - ・所在地 〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1
 - ・電話番号 0551-22-6111